

第7回青森地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和5年11月21日（火） 午後1時29分～午後1時45分

2 場 所 青森第二合同庁舎 1階 共用会議室

3 出席者

【委員】	公益委員	石岡委員	森宏之委員	飛鳥委員	森理恵委員	中村委員
	労働者委員	赤間委員	秋田谷委員	保土澤委員	金淵委員	
	使用者委員	小山田委員	田中委員	藤井委員	小野委員	
【事務局】	井嶋青森労働局長	上野労働基準部長	八木澤賃金室長	佐藤室長補佐	中野賃金指導官	

4 開会

(事務局)

皆さん、お揃いのようなので、定刻前ではございますけれども、ただ今より第7回青森地方最低賃金審議会を開会いたします。

本日の委員の出欠状況ですが、小山内委員と野坂委員が欠席されておりますが、定足数に達しておりますことをご報告いたします。

本日の審議会は公開となっておりますので、傍聴人の募集公示をいたしましたところ希望者がありませんでしたのでご報告します。

なお、報道機関が入室しておりますことをご報告いたします。

それでは、以後の議事進行につきましては、石岡会長、よろしくお願いいたします。

(石岡会長)

それではよろしくお願いいたします。

本日は鉄鋼業と電気機械器具製造業の産業別最低賃金、2業種について金額改定の審議を進めたいと思います。

はじめに、この2つの専門部会の審議を終了いたしましたので、各部会長から報告をお願いいたします。

ただ、電気機械器具等製造業は私が部会長でありましたので、森理恵委員から報告をお願いいたします。

それでは先に鉄鋼の方からお願いします。

(森宏之委員)

それでは私の方から、9月29日と11月14日に審議された青森県鉄鋼業最低賃金についてご報告いたします。

はじめにお手元の資料1の1ページ、青森県鉄鋼業最低賃金改正決定に関する報告書をご覧ください。

当専門部会は、令和5年9月12日、青森地方最低賃金審議会において、付託された青森県鉄鋼業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したのでご報告します。

なお、本件の審議にあたった専門部会の委員は別紙2のとおりです。

別紙1の2ページ目でございますが、4の最低賃金額について、1時間992円ということで、別紙2の委員により全会一致で結審しております。

なお、発効日は最短で令和6年1月19日となっております。

私からの報告は以上です。

(石岡会長)

ありがとうございました。

それでは電気機械器具の方、森 理恵委員からお願いします。

(森 理恵委員)

私からは10月5日と10月31日に審議されました青森県電気機械器具製造業最低賃金についてご報告いたします。

別添資料2、4ページの青森県電気機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書をご覧ください。

こちらのとおりですけれども別紙1、5ページの4の最低賃金額が1時間927円ということで、全会一致で結審しております。

この業種も発効日は最短で令和6年1月19日となります。

部会報告は以上ですが、各専門部会の審議の概要は事務局から提供されております資料No.3で示されております。

以上です。

(石岡会長)

ありがとうございました。

ただ今の部会報告につきまして、何かご質問等はございませんか。

よろしいでしょうか。

それではお諮りをしたいと思います。

ただ今、報告がありました鉄鋼業、これは引上げ額が34円、それから電気機械器具製造業、こちらは引上げ額が39円、それぞれ引上げとする各専門部会長報告のとおり改正するという事に決定したいと思います。異議はございませんか。

(各委員)

異議なし。

(石岡会長)

ありがとうございました。

それでは異議なしということで、2業種とも専門部会長報告のとおり、本審として決定することいたします。

次に効力発生日についてですが、2業種とも法定発効の最短日である令和6年1月19日とすることによろしいでしょうか。

(各委員)

はい。

(石岡委員)

ありがとうございます。

それでは、これも異議がないということですので、効力発生日については令和6年1月19日法定発効日と決定をいたします。

では以上の内容で当審議会として青森労働局長あてに答申をするということといたします。

(事務局)

こちらから案の方を配付させていただきます。

(石岡会長)

ただ今、事務局から配付されました答申文の案について、ご確認をいただきましたでしょうか。何かご意見はございますか。

よろしいですかね。

先ほど配付された報告の別紙と同じものですので。

それでは、この答申文をもちまして答申することといたします。

(事務局)

それでは答申に移らせていただきます。

本審議会の石岡会長から、井嶋青森労働局に対し、答申をお願いいたします。

(石岡会長が答申文を読み上げて、井嶋労働局長へ答申文を手交)

令和5年11月21日、青森労働局長、井嶋 俊幸 殿

青森地方最低賃金審議会会長、石岡 隆司

青森県特定産業別最低賃金の改正決定について答申

当審議会は、令和5年9月12日付け青森労発0912第1号をもって貴職から諮問のあった標記について慎重に審議を重ねた結果、別紙1から2のと通りの結論に達したので、答申する。

(事務局)

ありがとうございました。

以上をもちまして答申を終わらせていただきます。  
続きまして、井嶋労働局長からお礼の挨拶を申し上げます。

(労働局長)

ただ今、石岡会長より青森県特定最低賃金2業種の改正に係る答申をいただきました。各特定最低賃金につきましては、去る9月12日に諮問させていただき、鉄鋼業及び電気機械器具製造業につきましては、それぞれ2回にわたる専門部会でのご審議をいただいたところでございます。

公労使の委員の皆様には、大変お忙しい中、各専門部会において精力的にご審議を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日、答申いただきました2業種の特定最低賃金につきましては、異議申出の手続を行った後、改正決定を行い、令和6年1月19日の発効に向けて、官報公示等所要の事務手続きを進めてまいります。

委員の皆様には、これまでの審議に対して重ねて厚く御礼申し上げます。  
これでご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(事務局)

それでは引き続き、石岡会長に議事進行のほどよろしく申し上げます。

(石岡会長)

それでは事務局から資料の説明をお願いします。

(事務局)

事務局でございます。

資料がございますけれども、会議次第と資料目次のついた資料の方をご覧くださいければと思います。

まずめくっていただきまして資料No.1が付いている1ページ目でございますけれども、こちらにつきましては各専門部会の委員の名簿がございます。ご覧の部会委員の皆様にご審議いただいたところでございます。

めくっていただいて3ページ目、資料No.2でございますけれども、こちらが各審議の日程でございます。

10月16日に第6回本審において各種商品小売業と自動車小売業の2業種について開催答申いたしました。

異議申し出はございませんでしたので、11月6日に予定しておりました異議審は開催しておりません。

なお、この2業種につきましては、12月21日に改正発効することになります。

本日、鉄鋼業と電気機械器具製造業最低賃金につきましては答申いただきましたので、本日付けて答申要旨を公示いたしますが、異議申出があった場合、12月7日に異議申

出に係る審議を行う第8回本審を設定しております。

この点につきましては後ほど、改めてご説明いたします。

続きまして資料No.の4ページ目でございますけれども、4ページ目から6ページ目まででございますけれども、審議経過の一覧でございます。

継続審議になりました鉄鋼業と電気機械器具製造業の2業種につきましても、最終的には双方歩み寄りまして全会一致で結審していただいたところでございます。

改めて御礼申し上げます。

7ページ目、資料No.4でございますけれども、こちら最低賃金改定の状況で今年の分でございます。

続いてめくっていただきまして8ページ目でございますけれども、平成25年以降の各年度別の改定の状況についてでございます。

このように決定されているところでございます。

9ページ目、資料No.8でございますけれども、こちらにつきましては、これからの決定の経過につきましてご説明しているところでございます。

まず改正の公示につきまして、本日11月21日付けで、答申要旨につきまして公示させていただきます。これにつきまして、12月6日までを異議申出の期間としているところでございます。

公示期間は「15日」と規定されているところでございます。

異議申出された場合には、12月7日に第8回の本審を開催して異議審を開催することになります。

仮に申出があった場合につきましては、速やかに委員の皆様にもメールによりご報告いたします。よろしくお願いいたします。

なお、12月7日に異議審を予定しておりますが、異議申出締め切りの翌日に厚生労働本省で官報公示の手続きを行うことによって最短で法定発効になるため、この日程としているところでございます。

一方で異議申出がなかった時には、またその場合にも12月6日夕方及び12月7日の朝を目途に、それぞれメールによってご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

異議申出がなかった場合にあっては、12月7日に予定されている審議会を開催しないということになります。

なお、産別最低賃金につきましては、過去に異議申出がなされたことはありませんので、併せてご報告いたします。

続きまして、異議申出期間経過後は、12月20日に改正の公示の官報を掲載する予定になっております。

発効日につきましては、先ほどご審議いただいたとおり、法定発効の最短となる令和6年1月19日の法定発効となります。

改めまして、3ページ目に戻っていただきまして、審議会開催日程の方を改めてご確認をいただければと思いますけれども、今後の予定としまして、12月7日の異議審の

予定で、今年度の最後になります3月21日に最後の本審を予定しておりますけれども、これは前回の本審においての説明になりましたけれども、これは翌年度の産別最低賃金改正に関する意向表明が議事となるところでございます。

この予定としましては、事務局としては3月21日を予定しておりますので、日程につきましてご配慮の程をよろしく申し上げます。

事務局からの資料の説明につきましては以上でございます。

(石岡会長)

ただ今の説明について、何か質問等ございませんか。

よろしいでしょうか。

それでは事務局の方からも特にはございませんかね。

(事務局)

特にございません。

(石岡会長)

それでは審議会の方をこれで終わりたいと思います。

産別の方も各専門部会、自動車が1回でしたけれども、他の専門部会はそれぞれ2回行うということで、大変時間を掛けて慎重に御審議いただきました。

ただ、幸い、その結果、いずれの専門部会でも全会一致ということで結論を得ることができたというのは、大変ありがたいと思っております。

皆様のご努力に大変感謝を申し上げます。

それでは、本日の審議会はこれにて終了したいと思います。

どうもお疲れ様でした。